

# 広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

## 【令和8年7月分】

- ・ 中型まき網漁業
- ・ 小型機船底びき網漁業
- ・ 機船船びき網漁業
- ・ ごち網漁業
- ・ 小型まき網漁業
- ・ 袋待網漁業
- ・ 刺し網漁業
- ・ 流し刺し網漁業
- ・ え虫こぎ漁業
- ・ たこ壺漁業
- ・ かご漁業
- ・ はえなわ漁業
- ・ まきえ釣漁業
- ・ つぼ網漁業
- ・ 白魚やな漁業
- ・ あわび漁業
- ・ 船舶を使用する潜水器漁業

## 定義

海域1、2、3については、次のとおり定義する。

### 海域1

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800メートルの所

ケ 呉市豊浜町齋島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600メートルの所

### 海域2

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸 250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800メートルの所

ケ 呉市豊浜町齋島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600メートルの所

- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

海域3

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸 500 メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ 6 直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島島取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500 メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸 500 メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211 メートル）を見通す線上 350 メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町 9 番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243 メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第 1 中型まき網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
二そうし ばり網漁業	海域3	4月20日 から7月 31日まで	無動力	—	2	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者に限る。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

定めない。

第2 小型機船底びき網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 落ちがきこぎ網漁業、落ちがきけた網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種 落ちがきこぎ網漁業	区第51号、区第52号、区第53号の区域	2月1日から 3月31日まで	—	5トン未満	1	かき筏垂下式養殖業を内容とする第1種区画漁業権の漁業権者及び当該漁業権の行使者の代表者が同意した者
	区第201号、区第202号、区第204号、区第205号、区第206号、区第207号				1	
	区第262号、区第263号、区第264号、区第265号の区域				1	
手繰第3種 落ちがきけた網漁業	区第313号、区第314号、区第315号の区域				10	同上
	区第248号、区第249号、区第250号、区第251号、区第252号、区第253号、区第254号、区第255号の区域				4	

(2) えびこぎ網漁業等

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種 えびこぎ網漁業	別記1のうち安芸地区	1月1日から12月31日まで	—	5トン未満	193	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者。ただし、手繰第2種のうちなまここぎ網及びてっかんこぎ網並びに手繰第3種については、手繰第2種えびこぎ網の許可を有する者に限り、山口県隣接漁場のけた網については、共第15号漁業権の組合員行使権を有する漁業者であって、小型機船底びき網手繰第3種けた網漁業の許認可を受けている者に限る。
手繰第2種 なまここぎ網漁業	別記2のうち安芸地区	11月1日から翌年3月31日まで				
手繰第2種 てっかんこぎ網漁業	別記3のうち安芸地区	11月1日から翌年4月30日まで				
手繰第3種 けた網漁業	別記4のうち安芸地区	12月1日から翌年4月30日まで				
手繰第3種 山口県隣接漁場のけた網漁業	別記5のとおり	12月7日から翌年3月31日まで				
手繰第3種 戦車こぎ網漁業	別記6のうち安芸地区	12月1日から翌年3月31日まで				
手繰第2種 えびこぎ網漁業	別記1のうち中部地区	1月1日から12月31日まで	10キロワット（7馬力）以下	5トン未満	15	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者。ただし、手繰第2種のうちなまここぎ網及び手繰第3種については、手繰第2種えびこぎ網の許可を有する者に限り、なまここぎ網については操業区域に係る共同漁業権の
	同上 ただし、竹原市又は豊田郡大崎上島東側地先の「多火漁場」を除く。		—			

手繰第2種 なまこ こぎ網漁業	共第252号、 共第261号、 共第264号 の区域	11月1日 から翌年 3月31日 まで	—			組合員行使権を 有する者に限 る。
手繰第3種 けた網 漁業	別記4のう ち中部地区	12月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第2種 えびこ ぎ網漁業	別記1のう ち備後地区	1月1日 から12月 31日まで	—	5トン未 満	123	備後地区に住所 又は漁業の根拠 地を有する者。 ただし、手繰第 2種のうちなま ここぎ網及びて っかんこぎ網並 びに手繰第3種 については、手 繰第2種えびこ ぎ網の許可を有 する者に限る。
手繰第2種 なまこ こぎ網漁業	別記2のう ち備後地区	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第2種 てっかん こぎ網漁業	別記3のう ち備後地区	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 けた網 漁業	別記4のう ち備後地区	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 ちえん こぎ網漁業	別記7のと おり	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 そろば んこぎ網 漁業	別記8のと おり	11月1日 から翌年 3月31日 まで				
手繰第3種 戦車こ ぎ網漁業	別記6のう ち備後地区	12月1日 から翌年 3月31日 まで				

(3) 自家用餌料びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン数	許認可す べき船舶 等の数	当該漁業を営む 者の資格
------	------	------	------------------	-------------	---------------------	-----------------

手繰第2種 自家用 餌料びき 網漁業	操業区域1 (別記9の とおり)	1月1日 から12月 31日まで	—	5トン未 満	0	主業として釣又ははえなわ漁業を営んでいる者であって、別記9に操業区域ごとに記載する漁業協同組合に所属する組合員であり、かつ、小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の許可を受けていない者。ただし、この告示の日において、当該漁業とえびこぎ網漁業の許可を重複して受けている者を除く。
	操業区域2 (同上)	1月1日 から12月 31日まで			0	
	操業区域3 (同上)	1月1日 から12月 31日まで			1	
	操業区域4 (同上)	1月1日 から12月 31日まで			3	
	操業区域5 (同上)	1月1日 から12月 31日まで ただし、 (2)、(3)及 び(4)につ いては12 月1日から 翌年3月 31日まで、 (5)、 (6)及び (7)につ いては12 月1日から 翌年4月 30日まで			1	
	操業区域6 (同上)	1月1日 から12月 31日まで			1	

(4) 備後地区のあみこぎ網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可す べき船舶 等の数	当該漁業を営む 者の資格
------	------	------	--------------	-------------	---------------------	-----------------

手繰第2種 あみこぎ網漁業	操業区域1 (別記10のとおり)	10月1日から翌年 1月31日まで	—	5トン未満	6	小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の許可を受けている者であって、福山市に住所又は漁業の根拠地を有する者
	操業区域2 (同上)				33	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

(1) 落ちがきこぎ網漁業

ア ビームは金属製のものでなければならない。

イ ひき網は金属製のロープ（ワイヤーロープ）を使用してはならない。ただし、当該漁業権者及び当該漁業権の行使者の代表者の承諾を得た場合は、この限りでない。

ウ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

(2) 落ちがきけた網漁業

ア ひき網は金属製のロープ（ワイヤーロープ）を使用してはならない。ただし、当該漁業権者及び当該漁業権の行使者の代表者の承諾を得た場合は、この限りでない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

(3) えびこぎ網漁業

ア 別表第2（小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項に限る。）の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別表第3（小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

ウ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

エ 14メートル以上のビームを使用してはならない。

オ ビームと手木（手木がない場合は袖網の袖口）との間を6メートル以上離してはならない。

カ ビームと手木は、直結してはならない。

キ ビームが、操業中に海底をかく役目をするものであってはならない。

ク 沈子網のほかにオドシを取りつけてはならない。

ケ 曳網（又綱）は、ビームと連結しなければならない。

コ 浮子網（上網）は、ビームにかぶさってはならない。

サ 手木の部分の高さ又は袖網の袖口（沈子網から浮子網までの高さをいう。）が1メートル以下でなければならない。

（中部地区）

シ 12月1日から翌年3月31日以外は、ビームは金属製のものを使用してはならない。

(4) なまここぎ網漁業

ア 第1種区画漁業の養殖施設（かき筏及びかき杭打垂下式養殖業を除く。）から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

イ 袋網と袖網とが明確に区別できる仕立てでなければならない。

ウ ビームと手木は直結してはならない。

エ 沈子網のほかにオドシを取りつけてはならない。

オ 曳網（又綱）は、ビームと連結しなければならない。

カ なまこ以外を漁獲目的としてはならない。

（安芸地区）

キ 沈子網は、1本のロープ又はチェーンであること。重りとしてチェーン等を取りつける場合は、沈子網に密着、固定し、最大部の直径が11センチメートル未満でなければならない。

ク 第1種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(5) てっかんこぎ網漁業

ア 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。

(6) けた網漁業

ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、組合員行使権に基づいて第一種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から、50メートル以内の区域では、操業してはならない。

（安芸地区）

ウ とり貝の採捕を目的とする場合

（ア） 爪の間隔5センチメートル以上のものでなければならない。

（イ） 網目6センチメートル以上のものでなければならない。

エ 爪のないけた網で操業する場合、曳網（又綱）と桁の4隅（角）を確実に連結し、桁が立つように曳く構造にしなければならない。

(7) 山口県隣接漁場のけた網漁業

ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、組合員行使権に基づいて第一種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。

イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では操業してはならない。

ウ とり貝の採捕を目的とする場合

（ア） 爪の間隔5センチメートル以上のものでなければならない。

- (イ) 網目6センチメートル以上のものでなければならない。
  - (ウ) 桁の中3メートル以下のものでなければならない。
  - エ 爪のないけた網で操業する場合、曳網(又綱)と桁の4隅(角)を確実に連結し、桁が立つように曳く構造にしなければならない。
  - (8) ちえんこぎ網漁業
    - ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、組合員行使権に基づいて第一種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。
    - イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
  - (9) そろばんこぎ網漁業
    - ア 別表第1の禁止区域においては、操業してはならない。ただし、組合員行使権に基づいて第一種共同漁業の内容となっている水産動物を採捕する場合は、この限りではない。
    - イ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
  - (10) 戦車こぎ網漁業
    - ア 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
  - (11) 自家用餌料びき網漁業
    - ア 袋網の網目は、16節(2.0センチメートル)より細かいものでなければならない。
    - イ この許可により採捕した漁獲物は販売してはならない。
    - ウ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
      - (操業区域1、2、5及び6)
    - エ 午後11時から午前4時までは、操業してはならない。
      - (操業区域3)
    - オ 1で操業する場合を除き、午後11時から午前4時までは、操業してはならない。
      - (操業区域4)
    - カ 午後10時から午前3時までは、操業してはならない。
  - (12) あみこぎ網漁業
    - ア つぼ網の身網及び道網の周囲150メートルの区域内においては操業してはならない。
    - イ のり養殖施設から100メートルの区域内においては操業してはならない。
    - ウ 袋網の目合は、140経より荒いものを使用してはならない。
    - エ 午後7時から午前5時までの間は操業してはならない。
- 別記1(えびこぎ網漁業の操業区域)
- 安芸地区
- 次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、オ、カを結んだ直線以北の広島県海面。

ただし、共第4号、第8号、第21号、第38号、第40号、第55号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第72号、第74号、第86号、第99号、第121号及び第151号の区域を除く。

- ア 呉市広黄幡町石ヶ鼻（黄幡の鼻）
- イ 呉市下蒲刈町下黒島南端
- ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻からエを見通す線との交点
- エ 呉市豊浜町斎島西端
- オ 呉市豊浜町斎島北端
- カ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

#### 中部地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以北、オ、カを結んだ直線以西の広島県海面

- ア 呉市川尻町犬戻ヶ鼻
- イ 呉市川尻町柏島南端
- ウ 呉市豊浜町三角島北西端
- エ 愛媛県岡村島北端
- オ 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- カ 愛媛県大三島鳥取鼻

#### 備後地区

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

#### 別記2（なまここぎ網漁業の操業区域）

##### 安芸地区

海域1。ただし、次のア、イを結んだ直線、ウ、エ、オを順次結んだ2直線、カ、キを結んだ直線並びに呉市下蒲刈島東側及び同市上蒲刈島北側の最大高潮時海岸線以北の海域を除く。

- ア 呉市戸田港波止増築碑
- イ 呉市下蒲刈町黒崎北端
- ウ 呉市下蒲刈町鳩岡の南端の鼻
- エ 呉市下蒲刈町白石の高
- オ 呉市蒲刈町小市ヶ浜埋立地護岸東端
- カ 呉市蒲刈町黒鼻
- キ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

## 備後地区

### 操業区域 1

共第425号、共第426号、共第427号、共第428号の区域、並びに別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除いた次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

### 操業区域 2

共第431号、共第432号、共第433号の区域、並びに別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除いた次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

### 操業区域 3

共第423号の区域、並びに別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除いた次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

### 操業区域 4

(1) 共第450号の区域のうち次に掲げる区域を除く海面

次のA aを結んだ直線、a bを福山市内海町横島の距岸150メートルで反時計回りに結んだ線、b 1を結んだ直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、B cを結んだ直線、c dを距岸150メートルで時計回りに結んだ線、d 2を結んだ直線と

最大高潮時海岸線に囲まれた区域、A・a・3・e・Bを順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び、福山市内海町当木島の距岸75メートルの線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

- 1 福山市内海町横島南端（釜戸鼻）
  - 2 福山市内海町横島外釜戸旧タンカー栈橋から東へ1番目の鼻南端
  - 3 福山市内海町坊地ノ瀬戸における福山市内海町田島と横島の境界（陸橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）
- A 福山市内海町横田港内海支所北東側埋立地東側防波堤西側付け根
- B 福山市内海町横田漁港入双南側の波止南側付け根
- a 3から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と、Aから距岸150メートルの線との交点
- b 1から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す線上150メートルの点
- c Bから福山市内海町田島高山の山頂を見通す線上150メートルの点
- d 2から愛媛県越智郡上島町百貫島北西端を見通す線上150メートルの点
- e Bから福山市内海町田島高山の山頂を見通す線と、3から魚島の高を見通す線の交点

(2) 別表第2 小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除いた次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

#### 操業区域5

共第453号の区域、並びに別表第2 小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除いた次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記3（てっかんこぎ網漁業の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、オ、カを結んだ直線以北の広島県海面。ただし、次に掲げる1、2、3及び4の海域を除く。

ア 呉市広黄幡町石ケ鼻（黄幡の鼻）

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻からエを見通す線との交点

エ 呉市豊浜町斎島西端

オ 呉市豊浜町斎島北端

カ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

1 次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線以南の海域

ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界第2標石

イ 大竹市阿多田島シビト鼻からアを見通す線上1,500メートルの点

ウ 大竹市甲島頂上から江田島市沖美町大黒神島北西の馬ヶ瀬灯浮標を見通す線上1,000メートルの点

エ 大竹市阿多田島シビト鼻からオを見通す線とウから呉市倉橋町城岸鼻を見通す線との交点

オ 呉市倉橋町黒島北端

2 別表第1の21、24、25、28、33の海域

3 別表第2の小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄1、2、3及び5の海域

4 次のア、イ、ウを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県海域

ア 大竹市御幸町小方南港東側防波堤東側付け根

イ 廿日市市宮島町革籠崎

ウ 山口県岩国市日本製紙（株）岩国工場の三本煙突のうち中央の煙突（航空標識が設置されている高さ80メートルのもの）

備後地区

（11月1日から11月30日まで）

福山市内海町当木島南端と尾道市因島鏡浦町梶崎（梶ノ鼻）を結んだ直線以北の海面及び福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

（12月1日から翌年3月31日まで）

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）

カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記4（けた網漁業の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、オ、カを結んだ直線以北の広島県海面。ただし、広島・山口県境における小瀬川河口の第2標石、大竹市阿多田島シビト鼻、呉市倉橋町黒島北端及び愛媛県津和地島北端を順次結んだ3直線以南の広島県海面を除く。

ア 呉市広町石ケ鼻（黄幡の鼻）

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻からエを見通す線との交点

エ 呉市豊浜町斎島西端

オ 呉市豊浜町斎島北端

カ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

#### 中部地区

次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ8直線、ケコを三角島距岸500メートルで結んだ線、コサを結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、横島距岸200メートル、来島距岸500メートル、及び別表第2の小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄3の海域を除く。

ア 呉市川尻町柏島北端

イ 呉市安浦町横島南東端

ウ 呉市安浦町馬島南東の下碇磯灯標

エ ウから東広島市安芸津町唐船島南西端を見通す線と安芸津町藍之島南端から豊田郡大崎上島町塚崎を見通す線との交点

オ 藍之島南端から塚崎を見通す線と大崎上島町来島北端から大崎上島町津久賀島南西端を見通す線との交点

カ 来島北端から津久賀島南西端を見通す線と安芸津町小芝島南端から大崎上島町入道鼻を見通す線との交点

キ 小芝島南端から入道鼻を見通す線と塚崎から呉市豊町鍋島西端を見通す線との交点

ク 塚崎から鍋島西端を見通す線と大崎上島町草木丸小鼻西端から豊町三角島北東端を見通す線との交点

ケ 草木丸小鼻西端から豊町三角島北東端を見通す線と三角島距岸500メートルの線との交点

コ 呉市豊浜町三角島北西端（カセイ鼻）から柏島南端を見通す線と三角島距岸500メートルの線との交点

サ 柏島南端

#### 備後地区

（11月1日から11月30日まで）

福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

（12月1日から翌年3月31日まで）

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向

島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記5（山口県隣接漁場のけた網漁業の操業区域）

広島・山口県境における小瀬川河口の第2標石、大竹市阿多田島シビト鼻、呉市倉橋町黒島北端及び愛媛県津和地島北端を順次結んだ3直線以南の広島県海面

別記6（戦車こぎ網漁業の操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以西、エ、オを結んだ直線以北の令和2年11月16日付け農林水産省告示第2235号の海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄2、3及び5の海域を除く。

- ア 呉市広町石ヶ鼻（黄幡の鼻）
- イ 呉市下蒲刈町下黒島南端
- ウ イから呉市豊浜町尾久比島南西鴨瀬灯台を見通す線と同市蒲刈町黒鼻から同市豊浜町斎島西端を見通す線との交点
- エ 呉市豊浜町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線と同市豊浜町斎島北端からオを見通す線との交点
- オ 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央から同町亀ヶ首を見通す線上1,500メートルの所

備後地区

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

- ア 尾道市浦崎町宝間鼻
- イ 尾道市向東町女法崎
- ウ 尾道市向島町観音鼻
- エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻
- オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）
- カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

別記7（ちえんこぎ網漁業の操業区域）

（11月1日から11月30日まで）

福山市内海町当木島南端と尾道市因島鏡浦町梶崎（梶ノ鼻）を結んだ直線以北の海面及び福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

(12月1日から翌年3月31日まで)

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、次に掲げる1及び2の区域を除く。

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）

カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

1 別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域

2 次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線以南の海域

ア 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線との交点

イ 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線上500メートルの点

ウ 福山市内海町当木島南端

エ 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島鏡浦町梶ノ鼻から福山市内海町当木島南端を見通す線との交点

オ 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）から愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

別記8（そろばんこぎ網漁業の操業区域）

(11月1日から11月30日まで)

福山市内海町田島高山山頂と香川県伊吹島北端を結んだ直線以東の広島県海域。ただし、別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域を除く。

(12月1日から翌年3月31日まで)

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線並びに尾道市向島及び同市因島の東側最大高潮時海岸線以東の広島県海面。ただし、次に掲げる1及び2の区域を除く。

ア 尾道市浦崎町宝間鼻

イ 尾道市向東町女法崎

ウ 尾道市向島町観音鼻

エ 尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻

オ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻（御ヶ崎）

カ 愛媛県弓削島北端（馬立ノ鼻）

1 別表第2小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業の項、禁止区域の欄4及び5に掲げる区域

2 次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線以南の海域

ア 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山

頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線との交点

イ 福山市内海町横島グイビの鼻から愛媛県魚島俵崎を見通す線と同県百貫島山頂から、同市走島町宇治島南西端を見通す線上500メートルの点

ウ 福山市内海町当木島南端

エ 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島鏡浦町梶ノ鼻から福山市内海町当木島南端を見通す線との交点

オ 尾道市向島町観音鼻から愛媛県弓削島馬立の鼻を見通す線と同市因島三庄町地蔵ヶ鼻（御ヶ崎）から愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

#### 別記9（自家用餌料びき網漁業の操業区域）

##### 操業区域1（仁方漁業協同組合）

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線で囲まれた海域

ア 呉市広小坪と同市仁方町との海岸線における境界（広小坪二丁目17-6番地南側標柱）から同市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線上150メートルの点

イ 呉市広小坪と同市仁方町との海岸線における境界（広小坪二丁目17-6番地南側標柱）から同市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線上800メートルの点

ウ 呉市戸田港波止増築碑から同市下蒲刈町黒崎北端を見通す線上600メートルの点

エ 呉市戸田港波止増築碑から同市下蒲刈町黒崎北端を見通す線上300メートルの点

##### 操業区域2（下蒲刈町漁業協同組合）

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線で囲まれた海域

ア 呉市下蒲刈町尾ノ鼻から同市広小坪と同市仁方町との海岸線における境界（広小坪二丁目17-6番地南側標柱）を見通す線上1,900メートルの点

イ 呉市下蒲刈町尾ノ鼻から同市広小坪と同市仁方町との海岸線における境界（広小坪二丁目17-6番地南側標柱）を見通す線上2,550メートルの点

ウ 呉市下蒲刈町黒崎北端から同市戸田港波止増築碑を見通す線上500メートルの点

エ 呉市下蒲刈町黒崎北端から同市戸田港波止増築碑を見通す線上200メートルの点

##### 操業区域3（呉豊島漁業協同組合）

1 次のア、イを結んだ直線、ウ、エ、オを順次結んだ2直線、カ、キを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県海域

ア 愛媛県岡村島戸町鼻

イ 呉市豊町大島北東端

ウ 呉市豊町大島北端

エ 呉市豊町平羅島北端

オ 呉市豊町初崎の鼻

カ 呉市豊町御手洗北東端

キ 愛媛県岡村島観音崎突端

2 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 呉市豊浜町豊島高草から同町斎島西端（鷺の鼻）を見通す線上1,570メートルの所

イ 呉市豊浜町豊島高草から同町斎島西端（鷺の鼻）を見通す線上2,800メートルの所

ウ 呉市豊浜町大浜鯨磯の鼻から同町齋島いかりの鼻を見通す線上2,250メートルの所

エ 呉市豊浜町大浜鯨磯の鼻から同町齋島いかりの鼻を見通す線上1,100メートルの所

3 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 呉市蒲刈町黒鼻から同市豊浜町齋島西端（鷺の鼻）を見通す線上2,610メートルの所

イ 呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻から同町齋島北東端を見通す線上1,000メートルの所

ウ 呉市豊浜町尾久比島カレイの鼻から同町齋島北東端を見通す線上1,450メートルの所

エ 呉市蒲刈町黒鼻から同市豊浜町齋島西端（鷺の鼻）を見通す線上3,750メートルの所

操業区域4（大崎上島漁業協同組合）

次のア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ5直線によって囲まれた海域並びにキ、ク、ケ、コ、サ、シ、キを順次結んだ6直線によって囲まれた海域

ア 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線上400メートルの点

イ 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線と同町明石香勾鼻から同県岡村島戸町鼻を見通す線上その中央点からウを見通す線との交点

ウ 豊田郡大崎上島町黒崎鼻から179度の線と愛媛県岡村島正月鼻からカを見通す線との交点

エ 豊田郡大崎上島町音ヶ鼻から愛媛県小大下島明神鼻を見通す線とウからカを見通す線との交点

オ 豊田郡大崎上島町音ヶ鼻から愛媛県小大下島明神鼻を見通す線上700メートルの点

カ 豊田郡大崎上島町中の鼻から愛媛県大下島ナブチ鼻を見通す線上その中央点

キ 豊田郡大崎上島町チシヤゴ礁

ク 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県福島西端を見通す線上その中央点

ケ 豊田郡大崎上島町沖浦野賀の鼻から愛媛県福島西端を見通す線と同町沖浦中の鼻から同県神殿島の高を見通す線との交点

コ 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県神殿島西端を見通す線上2,000メートルの点

サ 豊田郡大崎上島町木江一文字灯台から愛媛県大横島西端を見通す線上1,400メートルの点

シ 豊田郡大崎上島町木江一文字灯台から愛媛県大横島西端を見通す線上1,000メートルの点

操業区域5（吉和漁業協同組合）

(1) 尾道市地先海域（ただし、尾道市生口島、同市高根島、同市因島、同市細島、同市小細島地先及び次の(2)～(7)の区域を除く。）

(2) 次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

ア 尾道市因島重井町細島西端

イ 三原市鉢ヶ峰から尾道市因島重井町細島西端を見通す線と同市向島町岩子島西岩岳から三原市佐木島鍋ヶ鼻を見通す線との交点

ウ 三原市鉢ヶ峰から細島北端を見通す線と尾道市向島町岩子島西岩岳から鍋ヶ鼻を見通す線との交点

エ 細島北端

(3) 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 尾道市因島重井町細島西端

イ アから228度640メートルの所

ウ アから244度640メートルの所

エ アから261度30分480メートルの所

(4) 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 尾道市向島町岩子島大石の鼻南端

イ 尾道市向島町岩子島鶏小島の南端から同市因島重井町細島蔭浦南鼻を見通す線とアから同市因島大浜町大浜崎燈台を見通す線との交点

ウ 尾道市向島町岩子島鶏小島の南端から同市因島重井町細島蔭浦南鼻を見通す線と同町四十島北端から同市向島町岩子島殿山の高を見通す線との交点

エ アから尾道市因島重井町細島北端を見通す線と同町四十島北端から同市向島町岩子島殿山の高を見通す線との交点

(5) 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた区域

ア 岩子島黒崎鼻北端から308度410メートルの所

イ 岩子島黒崎鼻北端から289度220メートルの所

ウ 岩子島黒崎鼻北端から254度530メートルの所

エ 岩子島黒崎鼻北端から272度30分620メートルの所

(6) 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた区域

ア 向島町立花観音崎鼻から170度850メートルの所

イ 向島町立花観音崎鼻から181度30分1,000メートルの所

ウ 向島町立花観音崎鼻から257度30分1,750メートルの所

エ 向島町立花観音崎鼻から261度1,680メートルの所

(7) 次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 尾道市因島重井町三ツ子島(小島)北端から275度30分120メートルの所

イ 尾道市因島重井町三ツ子島(小島)北端から260度550メートルの所

ウ 尾道市因島重井町三ツ子島(小島)北端から281度1,200メートルの所

エ 尾道市因島重井町三ツ子島(小島)北端から288度1,260メートルの所

操業区域6(瀬戸田漁業協同組合)

共第353号の区域

別記10(あみこぎ網漁業の操業区域)

操業区域1

共第425号、共第426号、共第427号、共第428号、共第429号、共第430号の区域及び次の共通区域の海域

操業区域2

次のア、イを結んだ直線、イ、ウを福山市鞆町つつじ島の南回りに距岸500メートルで結んだ線、ウ、エ、オを順次結んだ2直線、オ、カを同市走島町走島（同町加治屋島を含む。）の北回りに距岸500メートルで結んだ線、カ、キを結んだ直線、キ、クを同町袴島の北回りに距岸500メートルで結んだ線及びク、アを結んだ直線とによって囲まれた海域及び次の共通区域の海域

基点1 福山市箕島町箕島地区工業団地南東角

// 2 福山市鞆町つつじ島の高

// 3 福山市走島町走島南西端

// 4 福山市走島町走島東端

// 5 基点1から基点4を見通す線上100メートルの所

ア 基点2から基点5を見通す線と福山市走島町袴島西端から同市大平山東端を見通す線との交点

イ 基点2から基点5を見通す線と距岸500メートルの線との交点

ウ 基点2から愛媛県百貫島の東端を見通す線と距岸500メートルの線との交点

エ 基点2から愛媛県百貫島の東端を見通す線と福山市沼隈町阿伏兔の鼻から基点3を見通す線との交点

オ 福山市沼隈町阿伏兔の鼻から基点3を見通す線と同市走島町走島の距岸500メートルの線との交点

カ 基点4から福山市走島町袴島西端を見通す線と同町走島の距岸500メートルの線との交点

キ 基点4から福山市走島町袴島西端を見通す線と同町袴島の距岸500メートルの線との交点

ク 福山市走島町袴島西端から同市大平山東端を見通す線と同市走島町袴島の距岸500メートルの線との交点

#### 共通区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、基点5、6、7を順次結んだ7直線及び基点6、7を結んだ直線の7の南側延長線以東の広島県海域。ただし、福山市走島町袴島及び同町宇治島並びに同町走島を距岸500メートルで結んだ線によって囲まれた海域を除く。

基点1 最大高潮時海岸線における広島県と岡山県との境界

// 2 福山市箕島町箕島地区工業団地北東角から護岸沿い北西へ420メートルの所

// 3 福山市箕島町箕島地区工業団地南東角

// 4 福山市箕島町箕島地区工業団地南東角から工業団地西側護岸に沿って北西へ900メートルの所

// 5 福山市走島町袴島西端

// 6 福山市走島町走島東端

// 7 福山市走島町宇治島西端

ア 基点1から福山市走島町走島くぼみを見通す線と基点2から岡山県神島御崎を見通す線との交点

イ 基点2から岡山県神島御崎を見通す線上1,350メートルの所

ウ 基点3から基点6を見通す線上100メートルの所

エ 基点4から福山市鞆町仙酔島東端を見通す線上50メートルの所

オ 基点4から福山市鞆町仙酔島東端を見通す線と基点5から同市大平山東端を見通す線との交点

### 第3 機船船びき網

#### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そういか船びき網漁業	海域3	5月1日から7月31日まで	定めない	—	4	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
浮きこぎ網使用の二そうさより船びき網漁業	海域1	10月10日から翌年4月30日まで	48キロワット(15馬力)以下	—	110	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				6	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3	12月1日から翌年4月30日まで			43	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

#### 3 条件

##### (1) 一そういか船びき網漁業

定めない。

##### (2) 浮きこぎ網使用の二そうさより船びき網漁業

(安芸地区)

第1種及び第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、共第15号及び第18号並びに自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(中部地区、備後地区)

第1種及び第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

### 第4 ごち網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうローラーごち網漁業	安芸地区 (別記のとおり)	4月1日から翌年3月31日まで	48キロワット(15馬力)以下	5トン未満	68	安芸地区に住所又は漁漁の根拠地を有する者
	中部地区 (同上)				7	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				13	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

ア 別表第2(ごち網漁業のうち1そうローラーごち網漁業の項に限る。)の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別表第3(ごち網漁業のうち1そうローラーごち網漁業の項に限る。)の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

(愛媛県入漁許可証受有者)

ウ 網目は3.5寸(10.6センチメートル)以上のものでなければならない。

別記(操業区域)

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ5直線以西の広島県海面

ア 呉市広町下猫崎

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端

エ 呉市蒲刈町黒鼻

オ 呉市豊浜町斎島西端

カ 愛媛県小安居島北端

中部地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以東、オ、カを結んだ直線以西、カ、キを三原市佐木島及び同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線以南、キ、クを結んだ直線及びケ、コを結んだ直線以西の広島県海面

ア 呉市川尻町犬戻ヶ鼻

イ 呉市川尻町柏島南端

ウ イから呉市豊浜町豊島北端を見通す線と同市蒲刈町小松島東端からエを見通す線との交点

エ 愛媛県岡村島北端（正月鼻）

オ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

カ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と同市佐木島距岸250メートルの線との交点

キ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からクを見通す線と同市佐木島距岸250メートルの線との交点

ク 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

ケ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

コ 愛媛県岩城島新城鼻

## 第5 小型まき網漁業

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうねり網(ずる網)漁業	海域1	7月1日から翌年3月31日まで	定めない	—	7	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一そうぐり網漁業		9月1日から翌年4月30日まで			13	
二そうぐり網漁業					2	
三枚網を使用する一そうねり網(ずる網)漁業		1月1日から12月31日まで			24	

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

### 3 条件

#### (1) 一そうぐり網漁業及び二そうぐり網漁業

ア 網の長さ（浮子方）は450メートル以内、網丈は160メートル以内でなければならない。

イ 身網の網目は、9月1日から翌年3月31日までは8節以上、22節以下（1.5～4.3センチメートル）、4月1日から4月30日までは8節以上、16節以下（2.0～4.3センチメートル）でなければならない。

ウ 釣漁業の操業を妨げてはならない。

#### (2) 一そうねり網（ずる網）漁業

ア 身網の網目は、5節以上、10節以下（3.4～7.6センチメートル）でなければならない。

イ 沈子網に環を取りつけてはならない。

ウ 釣漁業の操業を妨げてはならない。

(3) 三枚網を使用する一そうねり網（ずる網）漁業

ア 身網の網目は、5節以上、10節以下（3.4～7.6センチメートル）でなければならない。

イ まきえ釣漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 5月1日から9月30日までの期間は、日没から日の出まで操業してはならない。

第6 袋待網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いかなご袋待網漁業	共第 272号の区域	12月1日から翌年6月30日まで	定めない	定めない	2	豊田郡大崎上島町木江、沖浦及び明石の地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき時期

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

定めない。

第7 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 一枚建刺し網漁業、一枚建狩刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網漁業	海域1	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	784	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				23	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

	海域3	4月1日 から11 月30日 まで			420	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
一枚建狩 刺し網漁 業	海域1	7月1日 から翌年 3月31 日まで	定めない	定めない	784	安芸地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
	海域2				23	中部地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
	海域3				420	備後地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者

(2) 安芸地区の三枚建て刺し網漁業（かき筏漁場）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶等の数	当該漁業を営 む者の資格
三枚建刺 し網漁業	操業区域 1（別記 1のとおり）	1月1日 から12 月31日 まで	定めない	定めない	3	操業区域に係 る漁業権者及 び行使者が同 意した者
	操業区域 2（同上）				1	
	操業区域 3（同上）				5	
	操業区域 4（同上）				3	
	操業区域 5（同上）				9	
	操業区域 6（同上）				34	
	操業区域 7（同上）				3	
	操業区域 8（同上）				11	
	操業区域 9（同上）				9	
	操業区域 10（同上）				16	
	操業区域 11（同上）				20	

	操業区域 12 (同上)				7	
	操業区域 13 (同上)				5	
	操業区域 14 (同上)				1	
	操業区域 15 (同上)				11	
	操業区域 16 (同上)				8	
	操業区域 17 (同上)				10	
	操業区域 18 (同上)				6	
	操業区域 19 (同上)				7	
	操業区域 20 (同上)				3	
	操業区域 21 (同上)				5	

(3) 備後地区の三枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべ き船舶等 の数	当該漁業を営む 者の資格
三枚建狩 刺し網漁 業	共第 429 号、共第 430 号の 区域	1 月 1 日 から12月 31 日まで	定めない	定めない	1	現に許可を受け ている者又は過 去に当該漁業の 許可を受けてい た者に限る。

(4) いそ建・も建網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべ き船舶等 の数	当該漁業を営 む者の資格
いそ建・ も建網漁 業	操業区域 1 (別記 2 のとお り)	1 月 1 日 から12月 31 日まで	定めない	定めない	24	尾道漁業協同 組合又は吉和 漁業協同組合 の組合員であ る者
	操業区域 2 (同上)				8	向島町漁業協 同組合の組合 員である者
	操業区域 3 (同上)				4	尾道東部漁業 協同組合の組 合員である者 (山波地区)
	操業区域				20	尾道東部漁業

	4 (同上)					協同組合の組合員である者 (歌浦地区)
	操業区域 5 (同上)				63	吉浦漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 6 (同上)				1	広島市漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 7 (同上)				18	音戸漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 8 (同上)				9	蒲刈町漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 9 (同上)				10	大野町漁業協同組合又は大野漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 10 (同上)				4	宮島漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 11 (同上)				1	福山市水呑町、箕島町、千代田町、西新涯町に住所又は漁業の根拠地を有する個人

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

(1) 一枚建刺し網漁業

- ア 網丈は3メートル以内でなければならない。  
イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

(安芸地区)

- ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(備後地区)

- エ 網の両端に標識を掲げなければならない。  
オ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。  
カ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。  
キ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾（瀬戸内海漁業取締規則第2条第

1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類（表の11の海域）を除く。

ア 網目の大きさ	イ 作業時間
9節(3.8センチメートル)より荒く、4寸(12.1センチメートル)より細かいもの	午後3時から午前0時まで(15時から24時まで)
4寸(12.1センチメートル)以上のもの	午前4時から午後0時まで(4時から12時まで)

(2) 一枚建狩刺し網漁業

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下(2.7～3.4センチメートル)でなければならない。

(安芸地区)

イ 第2種共同漁業権区域内で作業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、作業中これを船内に備えなければならない。

(3) 安芸地区の三枚建刺し網漁業(かき筏漁場)

ア 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4節以上、7節以下(5.0～10.1センチメートル)でなければならない。

ウ 敷設する網数は1統とし、1統の網の長さは150メートル以内でなければならない。

(4) 備後地区の三枚建狩刺し網漁業

ア 網丈は9メートル以上、17メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4節以上、7節以下(5.0～10.1センチメートル)でなければならない。

(5) いそ建・も建網漁業

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1(三枚建刺し網漁業の作業区域)

作業区域1	区第1号、区第4号の区域
作業区域2	区第11号の区域
作業区域3	区第35号のうち廿日市市丸石漁港東側埋立地南西端から146度30分の線より東側の区域、区第51号、区第52号、区第53号の区域
作業区域4	区第63号、区第64号の区域
作業区域5	区第22号、区第23号、区第24号のうち廿日市市御手洗川河口右岸角から155度30分の線より東側の区域

操業区域6	区第80号、区第81号、区第83号、区第84号、区第86号、区第88号、区第89号、区第92号、区第93号、区第94号、区第96号、区第97号、区第98号、区第99号、区第100号、区第105号、区第107号の区域
操業区域7	区第93号、区第94号の区域
操業区域8	区第129号、区第130号、区第131号、区第132号の区域
操業区域9	<p>区第139号のうち三高港東側防波堤突端から13度950メートルの点と江田島市沖美町三吉と同市能美町との海岸線における境界から352度1,200メートルの点を結んだ直線及び延長線より南側の区域。ただし、沖美町かき殻海中一時堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所から17度380メートルの点と、次のア、イ、ウを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点1 江田島市沖美町三吉沖美町かき殻海中一時堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所</p> <p>基点2 江田島市沖美町三吉滝口造船所埋立地南東角から護岸沿い東へ68メートルの所</p> <p>ア 基点1から17度190メートルの所</p> <p>イ // 2から17度250メートルの所</p> <p>ウ // 17度440メートルの所</p>
操業区域10	区第145号、区第146号の区域
操業区域11	区第147号のうち江田島市沖美町大黒神島押島鼻から沖美町入鹿鼻を見通す線上750メートルの点と、大黒神島牛石鼻から沖美町見付石を見通す線上1,500メートルの点を結んだ線より南側の区域
操業区域12	区第157号、区第159号の区域
操業区域13	区第186号、区第187号、区第188号の区域
操業区域14	区第193号の区域
操業区域15	区第204号、区第205号、区第206号、区第207号、区第226号の区域
操業区域16	区第226号の区域
操業区域17	区第157号、区第229号、区第230号、区第231号、区第232号、区第233号、区第234号の区域
操業区域18	区第242号の区域
操業区域19	区第250号、区第251号、区第252号、区第253号の区域
操業区域20	区第262号、区第265号の区域
操業区域21	区第313号、区第314号、区第315号の区域

別記2 (いそ建網・も建網漁業の操業区域)

操業区域1

次のアイ、ウエ、オカをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（以下「尾道港」という。）。ただし、共第363、369及び370号の区域を除く。

ア 三原市木原四丁目（株）共立機械製作所西側小川河口左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所

イ 尾道市向島町岩子島岩滝鼻

ウ 尾道市向島町岩子島北端

エ 尾道市向島町荒神の鼻

オ 尾道市山波町尾道造船所護岸南東角から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ101メートルの所

カ 尾道市向東町松ヶ鼻

#### 操業区域2

次のアウを結んだ線以西の尾道港の区域。ただし、共第363及び369号の区域を除く。

ア 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所

イ 尾道市向東町日立造船向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から同市尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と同市向東町の護岸との交点

ウ イから護岸沿い西へ108メートルの所

#### 操業区域3

次のアウを結んだ線以东の尾道港の区域。ただし、共第370号の区域を除く。

ア 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所

イ 尾道市向東町日立造船向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から同市尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と同市向東町の護岸との交点

ウ イから護岸沿い西へ108メートルの所

#### 操業区域4

次のアイを結んだ線以东の尾道港の区域。ただし、共第369及び370号の区域を除く。

ア 尾道市向島町荒神の鼻

イ 尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から南側護岸沿い東へ50メートルの所

#### 操業区域5

次のアイを結んだ直線、イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共第194号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻（西端）

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートルの円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

#### 操業区域6

次のアイを結んだ直線とイウを広島市佐伯区津久根島北西側の距岸1,000メートルで結んだ線とウアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 広島市津久根島山頂

イ アから太田川放水路右岸角（草津漁港東側防波堤突端）を見通す線と広島市津久根島の距岸1,000メートルの線との交点

ウ アから廿日市市宮島町聖崎突端を見通す線と広島市津久根島の距岸1,000メートルの線との交点

#### 操業区域7

次のアイを結んだ直線、イウを距岸150メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市音戸町北隠渡2丁目大東丸木材敷地東側防波堤南側付け根

イ アから呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北端を見通す線とアの距岸150メートルの線との交点

ウ エから呉市警固屋8丁目鼻崎の石灯籠を見通す線とエの距岸150メートルの線との交点

エ 呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北西端

#### 操業区域8

次の1ア、アイ、イ2をそれぞれ結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第185号の区域を除く。

基点1 呉市蒲刈町田戸十念の鼻（旧火葬場の東側の鼻）

基点2 呉市蒲刈港東側防波堤東端角

ア 基点1から豊田郡大崎上島町来島北端を見通す線と呉市川尻町柏島南端から呉市豊浜町豊島北端を見通す線との交点

イ 基点2から呉市安浦町安登一本松の鼻を見通す線と呉市川尻町柏島南端から呉市豊浜町豊島北端を見通す線との交点

#### 操業区域9

次のアオを結んだ直線とオエを距岸150メートルで結んだ線とエウ、ウイを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし共第31号の除外区域を除く。

ア 廿日市市宮島口と同市阿品との海岸線における境界（宮島競艇場北側防波堤北西角から護岸沿い北東へ30メートルの所）

イ 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端

ウ イから廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの所

エ イから135度の線と距岸150メートルの線との交点

オ アから廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点

#### 操業区域10

次のアエを結んだ直線とエウを距岸150メートルで結んだ線とウイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 廿日市市宮島町せんごう鼻

イ 廿日市市宮島町焼山

ウ イから江田島市沖美町小黑神島の高を見通す（132度）線と距岸150メートルの線との交点

エ アから広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

#### 操業区域11

次の4ア、アイ、イウ、ウ5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 福山市箕沖町船だまり西側防波堤西側付け根

// 2 福山市箕沖町船だまり東側防波堤突端から防波堤沿い南東へ44メートルの所

// 3 2から護岸沿い南東へ1,270メートルの所

// 4 福山市水呑町竹ヶ端突端

// 5 福山市水呑町と同市田尻町との海岸線における境界

ア 基点1から基点4を見通す線上50メートルの所

イ 基点3から護岸に直角に50メートルの所

ウ 基点5から福山市走島町袴島の高を見通す線上1,500メートルの所

### 第8 流し刺し網漁業

#### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類の名称	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網漁業	安芸地区（別記1のとおり）	禁止区域の欄1の海域 5月1日から7月31日まで 禁止区域の欄2の海域 4月11日から7月20日まで	定めない	定めない	59	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区（同上）	5月1日から6月30日まで			3	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3	4月20日から6月20日まで			23	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

すずき流し刺し網漁業	別記2のとおり	禁止区域の欄1の海域 9月1日から11月30日まで 禁止区域の欄2の海域 9月1日から10月31日まで	定めない	定めない	51	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
えそ流し刺し網漁業	海域3	4月1日から7月31日まで	定めない	定めない	1	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
まながつお流し刺し網漁業	海域3	6月10日から10月31日まで	定めない	定めない	22	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
あじ流し刺し網漁業	海域1	6月1日から8月31日まで	定めない	定めない	21	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				0	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				5	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
さば流し刺し網漁業	別記3のとおり	禁止区域の欄1の海域 6月10日から7月31日まで 禁止区域の欄2の海域 6月10日から7月20日まで	定めない	定めない	12	申請時に当該漁業の許認可を受けていた者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

- (1) さわら流し刺し網漁業

- ア 別表第2（流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止区域においては、操業してはならない。
- イ 別表第3（流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、禁止区域で操業してはならない。
- ウ 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- エ 網目は、9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細くなければならない。
- オ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。  
（安芸地区）
- カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。  
（中部地区）
- キ 操業を行う場合は、操業燈及び操業旗章を掲げなければならない。
- ク 網の長さは、600メートルを超えてはならない。
- ケ 操業は、次に掲げる日の午後6時から翌日の午前5時までの間に行わなければならない。
- {

 5月の奇数日  
6月の偶数日
 

{

 5月の偶数日  
6月の奇数日
- （備後地区）
- コ 網の長さは、600メートルを超えてはならない。
- サ 4月20日から6月15日の期間内に、つぼ網漁業を内容とする第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。
- シ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。
- (2) すずき流し刺し網漁業
- ア 別表第3（流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。
- イ 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- ウ 網目は9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細くなければならない。
- エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- オ 次の表のア欄に掲げる操業期間においては、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。

ア 操業期間	イ 操業時間
9月1日から 9月30日まで	午前0時から午前5時まで及び午後5時30分から午後12時まで
10月1日から 10月31日まで	午前0時から午前5時30分まで及び午後5時から午後12時まで

11月1日から 11月30日まで	午前0時から午前6時まで及び午後4時30分から午後12時まで
---------------------	--------------------------------

(3) えそ流し刺し網漁業

- ア 網の長さは、600メートル以内でなければならない。
- イ 網丈は、10メートル以内でなければならない。
- ウ 網目は、6.06センチメートル（2寸）より荒く、7.57センチメートル（2寸5分）より細かいものでなければならない。
- エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

(4) まながつお流し刺し網漁業

- ア 網の長さは、600メートル以内でなければならない。
- イ 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- ウ 網目は、15.15センチメートル（5寸）より荒いものでなければならない。
- エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- オ 日の出から日没までの間は操業してはならない。

(5) あじ流し刺し網漁業

- ア 網の長さは、600メートル以内でなければならない。
- イ 網丈は、10メートル以内でなければならない。
- ウ 網目は、6.06センチメートル（2寸）より荒く、7.57センチメートル（2寸5分）より細かいものでなければならない。
- エ 日の出から日没までの間は、操業してはならない。

(6) さば流し刺し網漁業

- ア 網の長さは、600メートル以内でなければならない。
- イ 網丈は、25メートル以内でなければならない。
- ウ 網目、6.06センチメートル（2寸）より荒く、8.18センチメートル（2寸7分）より細かいものでなければならない。
- エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。
- オ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。
- カ 当該網の両端及び中央に標識をつけ、夜間において、当該標識に電灯その他の照明を掲げなければならない。

別記1（さわら流し刺し網漁業の操業区域）

1 安芸地区

別表第3の流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の禁止区域の欄1及び2の海域

2 中部地区

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線、オ、カ、キ、クを順次結んだ3直線、ケ、コ、サ、シを順次結んだ3直線、ス、セ、ソ、タを順次結んだ3直線、タ、チを呉市三角島北側距岸500メートルで結んだ線、チ、ツを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市川尻町柏島北端

- イ 呉市安浦町横島南端
- ウ 東広島市安芸津町小芝島南端
- エ 東広島市安芸津町大芝島荒神鼻（南端）
- オ 東広島市安芸津町大芝島おしかけの鼻（南東端）
- カ 東広島市安芸津町唐船島南端
- キ 竹原市碓島灯台
- ク 竹原市阿波島源氏ヶ鼻（北端）
- ケ 竹原市阿波島白馬岬（南端）
- コ 豊田郡大崎上島町契島北端
- サ 豊田郡大崎上島町臼島山尾崎（北端）
- シ 豊田郡大崎上島町長島北端
- ス 豊田郡大崎上島町長島西端
- セ 豊田郡大崎上島町津久賀島北西端
- ソ 豊田郡大崎上島町来島東端
- タ 呉市豊町三角島堤の鼻（北東端）からソを見通す線上500メートルの点
- チ 呉市豊浜町三角島西端（長崎鼻）からツを見通す線上500メートルの点
- ツ 呉市川尻町柏島南東端

別記2（すずき流し刺し網漁業の操業区域）

別表第3の流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業の項禁止区域の欄1及び2の海域

別記3（さば流し刺し網漁業の操業区域）

別表第3の流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項禁止区域の欄1及び2の海域

第9 え虫こぎ漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
え虫こぎ漁業	海域1	1月1日から12月31日まで	48キロワット（15馬力）以下	定めない	41	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				2	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				2	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年7月9日から令和8年8月9日まで
- 3 条件  
午後5時から午前3時までは、操業してはならない。  
(中部・備後地区)  
平成5年4月1日付け農林水産省告示第287号の海域(重要藻場)では、操業してはならない。

#### 第10 たこ壺漁業

- 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	海域1	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	581	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				52	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				259	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年7月9日から令和8年8月9日まで
- 3 条件  
(備後地区)  
距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

#### 第11 かご漁業

- 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉漁業	操業区域1(別記のとおり)	4月1日から6月30日まで	定めない	定めない	2	阿多田島漁業協同組合の組合員である者
	操業区域2(同上)				7	くば漁業協同組合又は大野町漁業協同組合の組合員である者

操業区域 3 (同上)
操業区域 4 (同上)
操業区域 5 (別記の とおり)
操業区域 6 (同上)
操業区域 7 (同上)
操業区域 8 (同上)
操業区域 9 (同上)
操業区域 10 (同上)
操業区域 11 (同上)
操業区域 12 (同上)
操業区域 13 (同上)

6	沖漁業協同組合 の組合員である 者
9	鹿川漁業協同組 合、大原漁業協 同組合、深江漁 業協同組合又は 大柿町漁業協同 組合の組合員で ある者
2	倉橋島漁業協同 組合の組合員で ある者
4	倉橋西部漁業協 同組合の組合員 である者
8	蒲刈町漁業協同 組合又は下蒲刈 町漁業協同組合 の組合員である 者
3	広漁業協同組合 の組合員である 者
20	阿賀漁業協同組 合の組合員であ る者
6	川尻漁業協同組 合、安芸津漁業 協同組合又は芸 南漁業協同組合 (旧竹原市)の 組合員である者
4	安浦漁業協同組 合の組合員であ る者
6	浦島漁業協同組 合の組合員であ る者
40	田島漁業協同組 合、千年漁業協 同組合又は横島 漁業協同組合の 組合員である者

	操業区域 14 (同上)				9	瀬戸田漁業協同組合の組合員である者
あなご筒漁業	海域1	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	401	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				65	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				311	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

(1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2) あなご筒

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 漏斗部よりも内側（中央部側）に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 1隻につき60個以内でなければならない。

イ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

ウ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

(中部地区及び備後地区)

エ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

(安芸地区)

オ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記（いか玉操業区域）

操業区域1

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 大竹市阿多田島シビト鼻

イ アから山口県姫子島北端を見通す線上2,000メートルの点

ウ エから呉市倉橋町城岸鼻を見通す線上2,000メートルの点

エ 大竹市阿多田島南端

操業区域2

次のアイを結んだ直線とイウを距岸250メートルで結んだ線とウエを結んだ直線と最

大高潮時海岸線とによって囲まれた海域、及び廿日市市宮島町可部島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 廿日市市大野ヤクショウ鼻

イ アから廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

ウ エから廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸 250 メートルの所

エ 大竹市玖波 1 丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ50メートルの所

#### 操業区域 3

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 江田島市沖美町入鹿鼻

イ アから江田島市沖美町大黒神島押島鼻を見通す線上 2,000 メートルの点

ウ エから江田島市沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線上 1,000 メートルの点

エ 江田島市能美町大矢鼻

#### 操業区域 4

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及びオ、カ、キ、ク、ケを順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、ソを順次結んだ 4 直線によって囲まれた海域

ア 江田島市大柿町沖野島片山崎

イ 江田島市大柿町赤羽根崎

ウ 江田島市能美町大矢鼻

エ 江田島市大柿町沖野島マルヤマの鼻

オ 江田島市大柿町芋ヶ鼻

カ オから呉市倉橋町田の尻鼻を見通す線上その中央点

キ 江田島市大柿町長島南端から呉市倉橋町大向鼻を見通す線と江田島市大柿町長島浮標から呉市倉橋町伝太郎鼻を見通す線との交点

ク 江田島市大柿町長島南端から呉市倉橋町大向鼻を見通す線と、ケから江田島市大柿町長島沖灯浮標を見通す線との交点

ケ 江田島市大柿町親休鼻

コ 大竹市阿多田島本浦灯台から呉市倉橋町沖西五番之碕灯台を見通す線と江田島市沖美町大黒神島オニシの鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

サ 大竹市阿多田島本浦灯台から呉市倉橋町西五番之碕灯台を見通す線と同町伝太郎鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

シ 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と同町伝太郎鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

ス 大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と江田島市沖美町大黒神島オニシの鼻から山口県保高島の北端を見通す線との交点

#### 操業区域 5

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ 4 直線によって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町亀ヶ首南端から同町白石（三つ石）を見通す線と同町宇羽ヶ浦南の鼻

から愛媛県小安居島南端を見通す線との交点から同町宇羽ヶ浦南の鼻を見通す線上200メートルの点

イ 呉市倉橋町大迫柳岩から同町鹿老渡東端を見通す線と同町宇羽ヶ浦南の鼻から愛媛県小安居島南端を見通す線との交点

ウ 呉市倉橋町大迫柳岩から同町鹿老渡東端を見通す線と同町藤ヶ迫北の鼻から愛媛県中島歌浦崎を見通す線との交点

エ 呉市倉橋町亀ヶ首南端から同町白石（三つ石）を見通す線と同町藤ヶ迫北の鼻から愛媛県中島歌浦崎を見通す線との交点から同町藤ヶ迫北の鼻を見通す線上200メートルの点

#### 操業区域6

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域及びオ、カ、キ、ク、オを順次結んだ4直線によって囲まれた海域、並びにケ、コ、サ、シ、ケを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町伝太郎鼻から山口県手島東端を見通す線と同町黒島入間平鼻から江田島市大柿町長島西端を結んだ線との交点

イ 呉市倉橋町伝太郎鼻から山口県手島東端を見通す線と大竹市白石（ニツ石）から愛媛県津和地竹の子島頂上を見通す線との交点

ウ 呉市倉橋町城岸鼻から山口県小柱島西北端を見通す線と大竹市白石（ニツ石）から愛媛県津和地竹の子島頂上を見通す線との交点

エ 呉市倉橋町城岸鼻から山口県小柱島西北端を見通す線と同町黒島入間平鼻から江田島市大柿町長島西端を見通す線との交点

オ 呉市倉橋町蔦ヶ崎（ハゲ鼻）から同町黒島南端を見通す線と同町鹿島入道鼻から同町城岸鼻を見通す線との交点

カ 呉市倉橋町黒島南端

キ カから呉市倉橋町鹿島オシマ鼻を見通す線と同町長串鼻から同町横島口細鼻を見通す線との交点

ク 呉市倉橋町室尾小島から同町横島口細鼻を見通す線と同町城岸鼻から同町鹿島入道鼻を見通す線との交点

ケ 呉市倉橋町横島口細鼻から愛媛県怒和島風切鼻を見通す線上600メートルの点

コ 呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島宮の鼻を見通す線上600メートルの点

サ 呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島宮の鼻を見通す線上1,400メートルの点

シ 呉市倉橋町横島口細鼻から愛媛県怒和島風切鼻を見通す線上1,400メートルの点

#### 操業区域7

次のア、イを結んだ直線、イ、ウを呉市下蒲刈町上黒島南側距岸500メートルで結んだ線、ウ、エを結んだ直線、エ、オを呉市下蒲刈町下黒島南側距岸500メートルで結んだ線、オ、カを結んだ直線、キ、クを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 呉市蒲刈町黒鼻

イ アから呉市下蒲刈町上黒島南端を見通す線と距岸500メートルの線との交点

- ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と上黒島距岸500メートルの線との交点
- エ 呉市下蒲刈町上黒島南端から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と下黒島距岸500メートルの線との交点
- オ 呉市下蒲刈町下黒島南端から呉市下蒲刈町尾の鼻を見通す線と下黒島距岸500メートルの線との交点
- カ 呉市下蒲刈町尾の鼻
- キ クから270°の線と呉市下蒲刈町の最大高潮時海岸線との交点
- ク 呉市蒲刈町仏ヶ崎の鼻

#### 操業区域8

呉市広町石ヶ鼻と同市広町小坪下猫崎を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

#### 操業区域9

次のア、イを結んだ直線、ウ、エを結んだ直線、オ、カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにキ、ク、ケ、コ、キを順次結んだ4直線とによって囲まれた海域

- ア 呉市広町石ヶ鼻（黄幡の鼻）
- イ 呉市阿賀町情島北端
- ウ 呉市阿賀町情島南端
- エ 呉市阿賀町小情島南端
- オ 呉市阿賀町小情島西端
- カ 最大高潮時海岸線における呉市阿賀町と同市警固屋町との境界
- キ 呉市休山の頂上から愛媛県安居島北端を見通す線と同市倉橋町白石灯台から同市下蒲刈町大野鼻を見通す線との交点
- ク 呉市休山の頂上から愛媛県安居島北端を見通す線と同市倉橋町白石灯台から同市下蒲刈町芋城鼻を見通す線との交点
- ケ 呉市倉橋町トロブ北端から愛媛県安居島南端を見通す線と同町白石灯台から同市下蒲刈町芋城鼻を見通す線との交点
- コ 呉市倉橋町トロブ北端から愛媛県安居島南端を見通す線と同町亀ヶ首から同市下蒲刈町上黒島北端を見通す線との交点

#### 操業区域10

##### 海域2

#### 操業区域11

次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線とキクを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 呉市安浦町と東広島市安芸津町との最大高潮時海岸線における境界
- イ アから豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所
- ウ 呉市安浦町馬島南端から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上300メートルの所

エ 呉市安浦町馬島南端から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線上200メートルの所

オ クから豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上500メートルの所

カ 呉市安浦町横島南端

キ 呉市安浦町横島北端

ク 呉市安浦町大字内海と同町大字安登との最大高潮時海岸線における境界

#### 操業区域12

次のアイを結んだ直線、イウを尾道市百島町の西側距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市百島町女男石鼻

イ アから尾道市浦崎町満越栈橋を見通す線上500メートルの点

ウ エから福山市内海町横島鳶ヶ巣山頂を見通す線上500メートルの点

エ 尾道市百島南端

#### 操業区域13

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オを結んだ直線、カ、キを結んだ直線、キ、クを福山市内海町横島と尾道市百島の中央で結んだ線、ク、ケ、アを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、コを順次結んだ4直線によって囲まれた海域並びにセ、ソを結んだ直線、ソ、タを距岸200メートルで結んだ線、タ、チを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とケから愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

イ 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とウから香川県円上島山頂を見通す線との交点

ウ 福山市鞆町鞆港防波堤西側突端

エ 福山市沼隈町アプト観音

オ 福山市内海町田島箱崎の鼻

カ 福山市内海町田島西端

キ カから尾道市百島北東端を見通す直線上その中央点

ク ケから尾道市百島南西端を見通す線上同市百島と福山市内海町横島の中央点

ケ 福山市内海町当木島北端

コ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上2,000メートルの点

サ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上3,000メートルの点

シ エから愛媛県江の島山頂を見通す線上6,000メートルの点

ス エから愛媛県江の島山頂を見通す線上4,000メートルの点

セ 福山市沼隈町千年干拓地護岸南西角

ソ セから福山市内海町田島黒越の鼻を見通す線上200メートルの点

タ チから福山市内海町田島馬場崎を見通す線上200メートルの点

チ 福山市沼隈町大字能登原明神鼻

操業区域14

次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオを結んだ5直線と、オカを距岸200メートルで結んだ線とカキを距岸200メートルで結んだ線とキ6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、7、8を結んだ直線と9、10を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 尾道市瀬戸田町マリコ鼻

〃 2 尾道市瀬戸田町竹浜団地護岸北西角

〃 3 尾道市瀬戸田町内海造船所北東角

〃 4 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻の東側の鼻

〃 5 尾道市瀬戸田町高根島北端（押寄鼻の燈台）

〃 6 尾道市瀬戸田町宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）

〃 7 尾道市瀬戸田町内海造船所北西角

〃 8 尾道市瀬戸田町萩谷新開北角

〃 9 尾道市瀬戸田町高根島ネコ石の鼻（南端）

〃 10 尾道市瀬戸田町福田港北側防波堤突端

ア 基点1から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所

イ 基点2から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所

ウ 基点3から鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所

エ 基点4から鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの所

オ 基点5から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界（JR呉線トンネル西口前の護岸点）を見通す線上200メートルの所

カ 尾道市瀬戸田町高根島南側距岸200メートルの線と同市生口島西側距岸200メートルの線との交点

キ 基点6から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上200メートルの所

第12 はえなわ漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たいはえなわ漁業 はもはえなわ漁業 ふぐはえなわ漁業 あなごはえなわ漁業	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	5トン以上	5	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

ふぐはえなわ漁業にあつては、浮きはえなわ漁具（浮子によって海面から吊るして使用するはえなわ漁具）を使用してはならない。

第13 まきえ釣漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	2,028	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

定めない。

第14 つぼ網漁業

1 許可又は起業の認可をする漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
つぼ網漁業	操業区域1～4（別記のとおり）	操業区域1～3 1月1日から12月31日まで 操業区域4 8月1日から翌年3月31日まで	5	申請の操業区域に係る第2種共同漁業権の漁業権者が同意した者

2 許可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

定めない。

別記（操業区域）

操業区域1

次のアイを結んだ直線以西、ウエを結んだ直線以東の第2種共同漁業権共第169号の区域内。ただし、オカを結んだ直線以北の区域を除く。

ア 呉市下蒲刈町梶ヶ浜埋立地南西角

イ 呉市下蒲刈町上黒島北東端

ウ 呉市下蒲刈町尾ノ鼻

エ 呉市下蒲刈町下黒島日山の鼻

オ 呉市下蒲刈町牛ヶ首

カ 呉市下蒲刈町芋城の鼻

操業区域2

次のアイを結んだ直線とイエを南回りに距岸 200 メートルで結んだ線とエウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市下蒲刈町上黒島北東端

イ アから呉市下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ エから呉市蒲刈町黒鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

エ 呉市下蒲刈町上黒島ダイユウ技研土木（株）棧橋北側付根から護岸沿い北へ 100 メートルの所

#### 操業区域 3

呉市下蒲刈町ヒクベ島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

#### 操業区域 4

次のア、イを結んだ直線とイ、エを南回りに距岸 150 メートルで結んだ線とエウを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市下蒲刈町上黒島南東端

イ アから呉市蒲刈町黒鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ エから呉市下蒲刈町下黒島横山の鼻の北東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ 呉市下蒲刈町上黒島西端

### 第15 白魚やな漁業

#### 1 許可又は起業の認可をする漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
白魚やな漁業	操業区域 1 (別記のとおり)	2月1日から5月31日まで	3	広漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 2 (同上)		0	切串漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 3 (同上)		0	大崎内浦漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 4 (同上)	3月10日から5月20日まで	0	倉橋西部漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 5 (同上)	2月1日から5月31日まで	1	倉橋島漁業協同組合の組合員である者
	操業区域 6 (同上)		0	大野町漁業協同組合の組合員である者

#### 2 許可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

### 3 条件

定めない。

#### 別記（操業区域）

##### 操業区域 1

次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の黒瀬川の区域

- ア 呉市広町広大橋上流側右岸付根
- イ 呉市広町広大橋上流側左岸付根
- ウ 呉市広町真光寺橋下流側右岸付根
- エ 呉市広町真光寺橋下流側左岸付根

##### 操業区域 2

次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の長谷川の区域

- ア 江田島市江田島町切串切串大橋上流側右岸付根
- イ 江田島市江田島町切串切串大橋上流側左岸付根
- ウ 江田島市江田島町切串石田屋橋下流側右岸付根
- エ 江田島市江田島町切串石田屋橋下流側左岸付根

##### 操業区域 3

次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の原田川の区域

- ア 豊田郡大崎上島町中野浜尻橋下流の砂防堤右岸付根
- イ 豊田郡大崎上島町中野浜尻橋下流の砂防堤左岸付根
- ウ 豊田郡大崎上島町大崎郵便局前局橋下流側右岸付根
- エ 豊田郡大崎上島町大崎郵便局前局橋下流側左岸付根

##### 操業区域 4

次のア、イを結んだ線から上流、ウ、エを結んだ線から下流の大白明川の区域

- ア 呉市倉橋町宇和木大白明川河口左岸角（階段南側の護岸外角）
- イ 呉市倉橋町宇和木大白明川河口右岸角（パラペットの北西角）
- ウ 呉市倉橋町宇和木柳橋下流側右岸付け根
- エ 呉市倉橋町宇和木柳橋下流側左岸付け根

##### 操業区域 5

次のア、イ、ウを結んだ2直線、エ、オを結んだ線と海岸とによって囲まれた区域

- ア イから呉市倉橋町寒那寒那北川河口の橋の下流側の線に直角に引いた線と寒那南川右岸との交点
- イ 呉市倉橋町寒那寒那南川と寒那北川との合流点（護岸角）
- ウ 呉市倉橋町寒那寒那北川河口の橋の下流側左岸付け根
- エ 呉市倉橋町寒那寒那北川左岸河口北側パラペット上の金属製標杭から護岸沿い北へ10メートルの所
- オ アから海岸沿い東へ20メートルの所

##### 操業区域 6

- 1 次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の大江川の区域

ア 廿日市市宮島町大江浦の大江川左岸側の鼻北西角

- イ アから真方位90度の直線と大江川右岸の交点
- ウ アから大江川左岸を上流へ150メートルの所
- エ ウから真方位45度との直線と大江川右岸の交点
- 2 次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の大川の区域
  - ア 廿日市市宮島町大川浦の大川右岸護岸北西端から護岸沿い南へ45メートルの所
  - イ アから真方位180度の直線と大川左岸の交点
  - ウ 廿日市市宮島町大川浦の大川右岸護岸南東端
  - エ ウから真方位180度の直線と大川左岸の交点

第16 あわび漁業

1 許可すべき漁業者の数

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
素潜りを含むいさりによるあわび漁業	海域1（別記のとおり）	1月1日から12月31日まで	38	1 令和2年12月1日より前から、漁業の許可、漁業権又は入漁権のいずれにも基づかない自由漁業により、適法にあわび漁業を営んでいた個人漁業者 2 申請の操業区域の地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付けることがある。

ア 規則第44条第1項第2号（船舶を使用する場合を含む。）、第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ あわびを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

別記（操業区域・海域1）

海域1

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻

町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600メートルの所

#### 第17 船舶を使用する潜水器漁業

##### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
船舶を使用する潜水器漁業	操業区域1 (別記のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	操業区域に係る共同漁業権につき、組合員行使権を有する個人
	操業区域2 (同上)				2	
	操業区域3 (同上)				1	
	操業区域4 (同上)				3	
	操業区域5 (同上)				3	操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業に同意した個人

##### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月9日から令和8年8月9日まで

##### 3 条件

(操業区域1及び4)

- (1) 2人を超える者が、潜水の業務を行ってはならない。
- (2) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (3) 魚類は採捕してはならない。

(操業区域2及び3)

- (1) 2人を超える者が、潜水の業務を行ってはならない。
- (2) 魚類は採捕してはならない。

(操業区域5)

- (1) 2人を超える者が、潜水の業務を行ってはならない。
- (2) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (3) 魚類は採捕してはならない。
- (4) 共第354号、355号及び410号の共同漁業権漁場区域内においては、午後3時から午前9時までの間は操業してはならない

別記 (操業区域)

操業区域1	共第104号、105号、106号、107号の区域
操業区域2	共第281号、282号、283号の区域
操業区域3	共第271号の区域
操業区域4	共第353号の区域
操業区域5	<p>共第354号、355号、320号、322号、324号、327号、361号、409号、410号、411号、412号及び413号の共同漁業権漁場区域内 ただし、共第354号及び共第320号については、次の区域に限る。</p> <p>ア 共第354号 尾道市瀬戸田町名荷フェリー乗場跡の東端から尾道市因島重井町鬼岩港フェリー乗場跡の南端を結んだ線よりも南側の区域</p> <p>イ 共第320号 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた区域</p> <p>(ア) 三原市幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所</p> <p>(イ) (ア)から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所</p> <p>(ウ) 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根から瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所</p> <p>(エ) 三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根</p>